

YKK AP株式会社、株式会社YKK AP沖縄及び  
琉球YKK AP工業株式会社に対する勧告について

令和8年3月10日  
公正取引委員会  
内閣府沖縄総合事務局

公正取引委員会及び内閣府沖縄総合事務局は、YKK AP株式会社（以下「YKKAP」という。）、株式会社YKK AP沖縄（以下「YKKAP沖縄」という。）及び琉球YKK AP工業株式会社（以下「琉球YKKAP工業」という。）の3社（以下「3社」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請法<sup>(注1)</sup>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）<sup>(注2)</sup>に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、公正取引委員会は、本日、下請法第7条第3項<sup>(注3)</sup>の規定に基づき、3社のそれぞれに対して勧告を行った（※）。

（注1） 「下請法」とは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）をいう。

（注2） 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

（注3） 「下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる下請法第7条第3項をいう。

※ 下請法は、改正法により改正され、令和8年1月1日から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）となった。

本件の製造委託は、改正法施行前になされたものであり、下請法の適用を受けることから、本公表文は下請法上の用語により記載することが適当である場合は下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には取適法が適用され、次のように用語が変更される。

下請法	取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

3社に対する勧告に関する問い合わせ先

公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引適正化調査室

電話 03-3581-3374（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

YKKAP沖縄及び琉球YKKAP工業に対する勧告に関する問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

電話 098-866-0049（直通）

## 第1 違反行為者の概要

番号	名称 (法人番号)	本店所在地	代表者	事業の概要	資本金
1	YKK AP 株式会社 (9010001032685)	東京都千代田区神 田和泉町1番地	代表取締役 魚津 彰	建材等の製造 販売等	140億円
2	株式会社 YKK AP 沖縄 (3360001007906)	沖縄県うるま市宇 州崎12番36	代表取締役 伊藤万喜男	建材の製造販 売等	2000万円
3	琉球 YKK AP 工業株式会社 (7360001004313)	沖縄県中頭郡西原 町字掛保久217番地	代表取締役 松本 隆男	建材及び工具 の製造販売等	1億円

(注4) YKK AP 沖縄及び琉球 YKK AP 工業は、YKK AP の100パーセント子会社である。

(注5) 琉球 YKK AP 工業は、令和7年4月1日、金秀アルミ工業株式会社が商号変更したものである。

(注6) 琉球 YKK AP 工業の資本金の額は、令和6年5月7日から同年8月8日までの間は7億3950万円であり、その前後の期間は1億円である。

## 第2 YKK AP に対する勧告

### 1 違反事実の概要

(1)ア YKK AP は、令和5年11月から令和6年3月までの間に、他の事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う建材等又はその部品（以下「本件製品等①」という。）の製造を委託した（以下、この受託事業者を「下請事業者①」という。）。

イ 前記アの委託の当時、YKK AP は資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、下請事業者①は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者であった。

(2)ア 下請事業者①は、YKK AP が所有し又はYKK AP が自社の顧客若しくはリース会社から借り受けて下請事業者①に貸与していた金型、樹脂型又は木型及び下請事業者①又は下請事業者①の取引先が所有する金型、樹脂型又は木型を用いて本件製品等①を製造している（以下、本件製品等①の製造に用いる金型、樹脂型又は木型を「金型等①」という。）。

YKK AP は、金型等①に関し

(ア) 下請事業者①のうち一部の事業者との間で、前年度に発注がなかった本件製品等①に係る金型等①について廃棄の可否等を通知する旨定める金型取扱細則を取り交わし

(イ) 下請事業者①のうち前記(ア)の事業者以外の事業者に対し、金型等①の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、YKK AP の承諾を得るよう求める

などしていたところ、遅くとも令和6年2月1日から令和8年1月27日までの間、金型等①を用いて製造する本件製品等①の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者①に対し、合計4,997型の金型等①を自己のために無償で保管させた（下請事業者①67名）。

イ YKKAPは、令和7年10月30日までに、前記アの4、997型のうち、1、784型の金型等①を回収又は廃棄した（下請事業者①のうち56名）。

- (3) YKKAPは、下請事業者①と協議の上、令和8年1月27日までに、令和6年2月から令和8年3月までの間、金型等①を保管させることによる費用として総額3414万1025円を、下請事業者①に対して支払っており、これは前記(2)アの保管に係る費用に相当する額の支払を含むものと認められる（下請事業者①67名）。

## 2 勧告の概要

- (1) YKKAPは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。  
ア 前記1(2)アの行為は、下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること  
イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) YKKAPは、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対して金型等①の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) YKKAPは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。  
ア 前記1(3)の対応を採ったこと  
イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) YKKAPは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。  
ア 前記1(3)の対応を採ったこと  
イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) YKKAPは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## 第3 YKKAP沖縄に対する勧告

### 1 違反事実の概要

- (1)ア YKKAP沖縄は、令和5年12月、他の事業者に対し、自社が製造を請け負う建材の部品（以下「本件部品②」という。）の製造を委託した（以下、この受託事業者を「下請事業者②」という。）。  
イ 前記アの委託の当時、YKKAP沖縄は資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、下請事業者②は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- (2)ア 下請事業者②は、下請事業者②が所有する金型を用いて本件部品②を製造している（以下、本件部品②の製造に用いる金型を「金型②」とい

う。)

YKKAP沖縄は、下請事業者②に対し、金型②の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、YKKAP沖縄の承諾を得るよう求めていたところ、遅くとも令和6年2月1日から令和7年3月31日までの間、金型②を用いて製造する本件部品②の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者②に対し、1型の金型②を自己のために無償で保管させた（下請事業者②1名）。

イ YKKAP沖縄は、令和7年3月31日、前記アの1型の金型②を廃棄した（下請事業者②1名）。

(3) YKKAP沖縄は、下請事業者②と協議の上、下請事業者②に対し、令和7年4月21日、7万7000円を支払っており、これは前記(2)アの保管に係る費用に相当する額の支払と認められる（下請事業者②1名）。

## 2 勧告の概要

(1) YKKAP沖縄は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記1(2)アの行為は、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

(2) YKKAP沖縄は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないよう、自社の発注担当者に対して金型②の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(3) YKKAP沖縄は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 前記1(3)の対応を採ったこと

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置

(4) YKKAP沖縄は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

ア 前記1(3)の対応を採ったこと

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置

(5) YKKAP沖縄は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## 第4 琉球YKKAP工業に対する勧告

### 1 違反事実の概要

(1)ア 琉球YKKAP工業は

(ア) 令和5年10月3日から令和6年4月10日までの間に、他の事業者に対し

(イ) 令和6年5月7日から同月9日までの間に、他の事業者に対し

自社が販売する建材及び工具並びにその部品等（以下「本件製品等③」という。）の製造をそれぞれ委託した（以下、これらの受託事業者を「下請事業者③」という。）。

イ(7) 前記ア(7)の委託の当時、琉球YKKAP工業は資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、下請事業者③のうち前記ア(7)の事業者は個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。

(1) 前記ア(1)の委託の当時、琉球YKKAP工業は資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、下請事業者③のうち前記ア(1)の事業者は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者であった。

(2) 下請事業者③は、琉球YKKAP工業が所有し下請事業者③に貸与していた金型又は樹脂型及び下請事業者③が所有する金型又は樹脂型を用いて本件製品等③を製造している（以下、本件製品等③の製造に用いる金型又は樹脂型を「金型等③」という。）。

琉球YKKAP工業は、下請事業者③に対し、金型等③の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、琉球YKKAP工業の承諾を得るよう求めていたところ、遅くとも令和6年5月10日から令和8年1月30日までの間、金型等③を用いて製造する本件製品等③の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者③に対し、合計87型の金型等③を自己のために無償で保管させた（下請事業者③6名）。

(3) 琉球YKKAP工業は、下請事業者③と協議の上、令和8年1月30日までに、令和6年5月から令和8年3月までの間、金型等③を保管させることによる費用として、総額31万6043円を、下請事業者③に対して支払っており、これは前記(2)の保管に係る費用に相当する額の支払を含むものと認められる（下請事業者③6名）。

## 2 勧告の概要

(1) 琉球YKKAP工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記1(2)の行為は、下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

(2) 琉球YKKAP工業は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対して金型等③の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(3) 琉球YKKAP工業は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- ア 前記 1 (3)の対応を採ったこと
  - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 琉球YKKAP工業は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。
- ア 前記 1 (3)の対応を採ったこと
  - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 琉球YKKAP工業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## 発注者 (事業の概要)

- ① YKKAP(株)  
(建材等の製造販売等)
- ② (株)YKKAP沖縄  
(建材の製造販売等)
- ③ 琉球YKKAP工業(株)  
(建材及び工具の製造販売等)

## ● 下請取引の内容

建材等の製品又はその部品の製造を委託など

## ● 金型等の管理

YKKAPら（以下「3社」という。）は、建材等の製品又はその部品の製造に用いる3社や下請事業者等が所有する金型等に関し、それぞれの下請事業者との間で、金型等の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、3社の承諾を得るよう求めるなどしていた。



## 受注者の 受託内容

- ① 建材等又はその部品の製造
- ② 建材の部品の製造
- ③ 建材及び工具並びにその部品等の製造

※ ①～③は発注者の番号に対応している

## ● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

3社は、金型等を用いて製造する製品又はその部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者に対し、右の表のとおり、金型等を無償で保管させた。

発注者名	受注者数	保管させた金型等の数
YKKAP	67名	4,997型
YKKAP沖縄	1名	1型
琉球YKKAP工業	6名	87型

※ 上記型数のうち、YKKAPは1,784型を、YKKAP沖縄は1型を、回収又は廃棄した。

また、受注者と協議の上、YKKAPは総額34,141,025円を、YKKAP沖縄は77,000円を、琉球YKKAP工業は総額316,043円を、それぞれの下請事業者を支払済み。

## 公正取引委員会からの勧告の内容（注）

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

## （不当な経済上の利益の提供要請）

下請法は、親事業者（発注者）が自己のために金銭、役員その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者（受注者）の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）。下請事業者（受注者）に貸与していた金型等について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

# 1 関係法令の概要

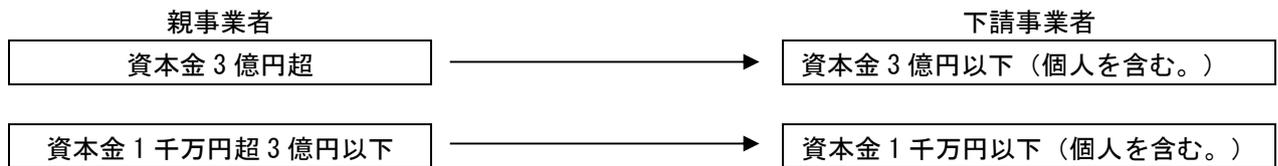
## (1) 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

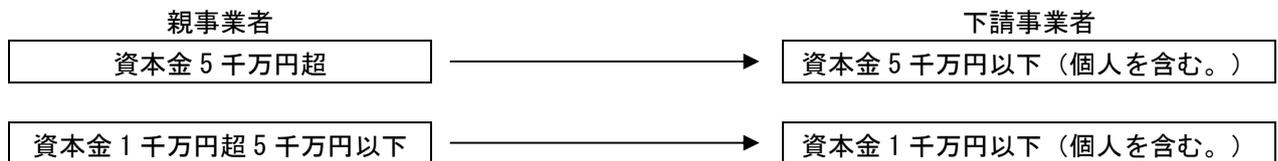
### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

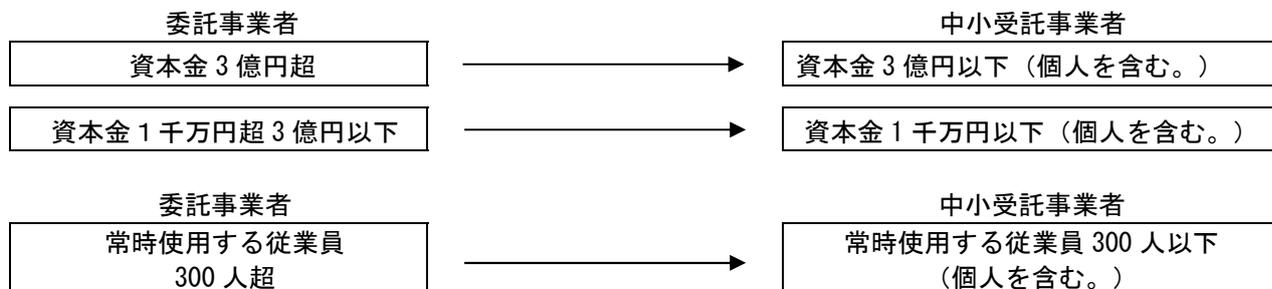
## (2) 取適法の概要

### ○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

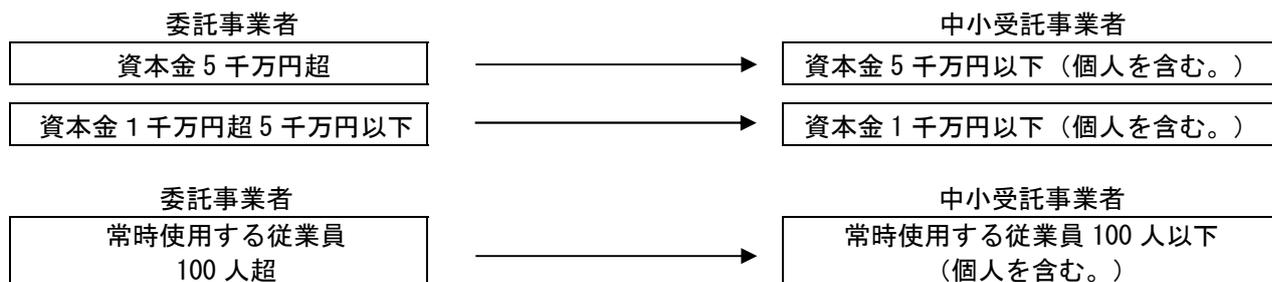
### ○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

### ○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

#### b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9・10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

## ○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六 （略）

10・11 （略）

### （委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）